平成２７年（フ）第５２７号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目18番45号、旧住所埼玉県春日部市粕壁東２丁目11番４―1502号
債務者　野口　栄子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
埼玉県越谷市赤山町５丁目６番１号　エシール越谷505号
債務者　越智　建之
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８５７号
千葉県船橋市習志野台８丁目10番１―102号
債務者　西村　千佳
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７３号
千葉県市原市君塚３丁目11番地１
債務者　川島　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３８号
神戸市須磨区禅昌寺町２丁目２番７―303号
債務者　森　　幸那
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
熊本県玉名市三ツ川586番地三ツ川団地１棟101号、前住所熊本県玉名市富尾1221番地１
債務者　大仁田チヅル
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１４９号
青森県弘前市大字外崎３丁目３番地13、旧住所青森県弘前市大字外崎３丁目３番地３　アーククリスタル203号
債務者　木村　雅美
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１５１号
青森県平川市中佐渡南田48番地９　ハイツ中佐渡Ａ棟106号
債務者　石田　浩二
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５３３号
川崎市麻生区百合丘２丁目19番地29
債務者　細金　　汐
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６１６号
川崎市多摩区長沢２丁目２番16号
債務者　曽根　　功
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７２１号
名古屋市昭和区広路町字石坂５番地の４（アーバンドエル八事石坂703号）
債務者　猪飼　祥代
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７号
福岡県直方市大字感田2100番地１
債務者　石本　貴代
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第６６号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字諸鈍174番地
債務者　吉川　善時
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第６７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字諸鈍174番地
債務者　吉川　卓味
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第７０号
鹿児島県奄美市笠利町大字中金久163番地１
債務者　川見　雅恵
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１６９号
松江市山代町736番地　井手平住宅91号
債務者　木﨑　妙子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７５号
松江市法吉町238番地　県営住宅第２淞北台団地７―723号
債務者　久保田信男
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９９号
山口県周南市築港町12番１―603号
債務者　松原　裕一
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
山口地方裁判所周南支部